

議案第三十七号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表港区営住宅シテイハイツ芝浦の項中「七十三戸」を「七十六戸」に改める。

第七条第二項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項第五号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（説明）

港区営住宅シテイハイツ芝浦の建替工事が終了することに伴い、戸数を変更するとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）の施行による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。